

第1条 (目的)

この規程は、一般財団法人日伯経済文化協会（以下「当法人」という）の会員制度の運営等について必要な事項を定め、当法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

第2条 (資格)

当法人の会員は、当法人の主旨に賛同し本部および事業活動に参加あるいはこれを援助する者とする。

第3条 (入会)

当法人の会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、入会審査委員会の審査を経て理事長の承認を得て入会するものとする。

第4条 (会員の種類と定義)

会員の種類と定義は以下の通りとする。

1. 一般会員

個人で当法人の趣旨に賛同し、事業活動に参加あるいは助成するもの。

一般会員は当法人が主宰する事業や分科会活動への参加および当法人の発信する情報を受領することができる。

一般会員は事業や分科活動会の企画等を理事会に提案することができる。

一般会員は、会員総会に出席して一個の議決権を行使することができる。

一般会員は、委任状を持参する他の一般会員を代理人として総会への出席と議決権行使をすることができる。

2. 活動会員

個人で当法人の趣旨に賛同するもので、当法人の事業推進のため継続的に無償あるいは有償でヴォランティア活動に従事するもの。

活動会員は当法人が主宰する会員向け事業への参加および当法人の発信する情報を受領することができる。

活動会員は、会員総会に出席して意見を述べるが出来る。ただし、活動会員は、議決権を行使することはできず、且つ総会への代理出席はできない。

3. 青年会員

個人で当法人の趣旨に賛同するもので16歳から25歳までの社会人および学生・生

徒あるいはそれらに準じるもの。

青年会員は当法人が主宰する会員向け事業への参加および当法人の発信する情報を受領することができる。

青年会員は、会員総会に出席して意見を述べることは出来る。ただし、青年会員は、議決権を行使することはできず、且つ会員総会への代理出席はできない。

4. 法人会員

法人または任意の団体で当法人の趣旨に賛同し活動を助成するもの。

法人または団体は、その代表者あるいは社員・職員の一名を代表会員として登録することができる。

代表会員は、会員総会に出席して一個の議決権を行使することができる。

代表会員は当法人が主宰する会員向け事業等への参加および当法人の発信する情報を受領することができる。

5. 名誉会員

個人で当法人の趣旨に賛同するもので、入会審査委員会の推薦により理事会で全員の同意により入会を認められたものを名誉会員とすることができる。

名誉会員は当法人の発展に大いなる貢献をしたものあるいは名実ともに社会的信頼が高く当法人の発展に寄与できると判断されたものとする。

第5条 (会費と入会金)

| | | | |
|---------|----|-------|-----------------|
| 1. 一般会員 | 会費 | 1口につき | 1万円/年、入会金 1万円 |
| 2. 活動会員 | 会費 | 1口につき | 5千円/年、入会金 なし |
| 3. 青年会員 | 会費 | 1口につき | 3千円/年、入会金 なし |
| 4. 法人会員 | 会費 | 1口につき | 20万円/年、入会金 10万円 |
| 5. 名誉会員 | 会費 | なし | 、入会金 なし |

第6条 (会費および入会金の納入)

会費の納入は、年1回払とし、毎年度5月末日までに1年度分を納入するものとする。ただし、事業年度の中途に新たに加入する新規会員は、入会時に会費および入会金を1年分全額納入するものとする。

会費の納入方法は理事会の定める方法による。

新規会員の入会時の年度残存月が4カ月未満のときは、要望があれば、一般会員および法人会員に限り同年度の会費納入は、入会審査委員会の決議により減額した金額とすることができる。

第7条（会費の免除）

法人会員が当法人に大口（200万円以上）の寄付をしたとき法人会員には、翌年度より3年間当該法人会員の年会費を、要望があれば、免除することが出来る。

一般会員が当法人に大口（30万円以上）の寄付をしたとき一般会員には、翌年年度より5年間当該一般会員の年会費を、要望があれば、免除することが出来る。

なお、会員による大口寄付を行うときは、寄付金額の65%までを希望する事業あるいは分科会活動にその用途を理事会の承認をもって指定することができる。

第8条（会費の不返還）

会員が拠出した会費および入会金は、理由の如何を問わず返還しない。

第9条（退会）

会員は、当法人を退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して退会するものとする。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当するときは、理事会で審議の上除名する。

当法人の名誉を毀損したとき

当法人の趣旨に反する行為があったと認められるとき

会員の義務を履行しなかったとき

第11条（会員の権利および特典）

会員は、当法人の事業に関して次の便宜を受ける権利を持つ。

会員総会への出席をして議決権を行使する権利（一般会員及び法人会員のみ保有）

当法人の事業活動への参加および当法人の発信する情報を受領する権利

会員総会あるいは当法人の共有コミュニケーションの場を通じて、意見や提案を発する権利（一般会員及び法人会員のみ保有）

大口寄付を行うときに、寄付金の一部を用途指定を要請できる権利

当法人の主催する各種有料イベントへの割引の機会

当法人の事業活動に関する企画提案を通じて日伯交流自己実現の機会創出

当法人のプラットフォーム事業を通じての自己提案プロジェクトの推進の機会

当法人の主催あるいは斡旋する講演会等の講師あるいは投稿の機会

日伯その他各地への旅行または、研究調査に対する支援助言を受ける機会

日伯の社会文化の関連情報や必要に応じた講師の派遣等を受ける機会

日伯の経済政治の関連情報や必要に応じた講師の派遣等を受ける機会

第12条（会員の義務）

会員は、以下の義務を負う。

当法人規程に従うこと

事業および分科会活動への参加については同意した役割を果たすこと

会費を納入すること

第13条（入会審査委員会）

委員会は理事2名と評議員2名にて構成する。

委員は理事会にて選考する。

必要に応じて委員会を開催あるいは電子メールでの情報と意見交換を行い、入会の可否についての意見と理由を理事長に報告する。

第14条（会員総会の運営）

定期総会は年度終了後の3か月以内に開催する。

定期総会の招集は理事長が電子メールあるいは要望によりFAXにて行う

総会の議長は理事長が務める。

臨時総会は理事長の招集あるいは議決権を有する会員の4分の3以上の同意により開催することが出来る。

総会の議事録は議長および議長が指名した議決権を有する2名の会員が記名捺印する。

総会の事務局は当法人の事務局が兼務する。

第15条（会員総会の機能）

会員総会の決議により、一般会員の中から一名を当法人の評議員候補として理事会に推薦することができる。

会員総会の決議により、一般会員の中から一名を当法人の副会長候補として理事会に推薦することができる。

会員総会の報告事項として、理事長あるいは担当理事より当法人の年度事業実績と次年度事業計画およびその他重要事項の報告を行う。

総会の議事終了後に全会員のコミュニケーションの場として懇親会を開催する。

第16条（個人情報の取扱い）

会員に関して知り得た個人情報を、以下場合には第三者へ開示、提供できるものとする。

当該個人の同意がある場合

裁判所の令状に基づき開示を求められた場合。

個人情報の保護に関する法律及びその他の法令に基づく場合。

附則 この規程は一般財団法人移行登記後に施行される。ただし、登記以前より効力を

もつ。この規程ならびにこの規程により納入された会費ならびに会員の会費権利と義務は一般財団法人移行登記後も引き継がれる。(平成13年7月)